

訪問看護サービス 重要事項説明書

あなたに対する訪問看護サービスの提供開始にあたり、厚生労働省令第37号第8条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業者概要

事業者名称	訪問看護ステーション 佐賀中央
主たる事務所の所在地	〒846-0012 佐賀県多久市東多久町大字別府 3562 番地
法人種別	地方公共団体（市町村）
開設者名	多久小城医療企業団 企業長
電話番号	0952-20-3535

介護保険法令に基づき佐賀県知事から指定を受けている事業所名称（指定番号）	各事業所につき介護保険法令に基づき佐賀県知事から指定を受けている居宅介護サービスの種類 訪問看護 指定年月日 令和7年7月1日 指定番号 4160490050
--------------------------------------	---

2. 営業日時及び時間

営業日：月曜日から金曜日まで

休日：基本的に土・日・祝祭日、年末年始

営業時間：午前8時30分から午後5時15分まで

3. 訪問看護サービスの内容

- 病状や障害の観察、健康相談、服薬管理
- 療養、看護、介護方法のアドバイス
- 食事ケア、水分・栄養ケア、排泄ケア、清潔ケア
- ターミナルケア
- 認知症や精神科疾患の方の看護
- 家族など介護者の支援
- 医師の指示による医療処置
- 保健・福祉サービスの活用など

4. 利用料

- 訪問看護の部分は、介護保険の利用料に準じ請求いたします。
- 処置等で使用した材料、点滴、内服薬などにつきましては、医療保険での請求をさせていただきます。
- 手袋、テープ等の保険請求ができないものにつきましては、自費とさせていただきます。

5. 情報開示

個人情報保護法では「本人の求めに応じて情報を開示する（第25条）。」となっておりますので、必要時は申し出てください。

※例外として開示できない場合もあります。

6. 秘密保持

- ・業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密は厳守します。
- ・サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合には利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は、当該家族の同意をあらかじめ得た上で行います。

7. 事故発生時の対応

利用者に対して、居宅介護支援を提供したことにより損害賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

8. ご利用に当たってのお願い

- ・保険証や医療受給者証などを確認させていただきます。これらの書類について内容の変更が生じた場合は、必ずお知らせください。
- ・やむを得ず訪問の予定変更を希望される場合は、必ず前日までにご連絡をお願いいたします。

9. サービス利用にあたっての禁止事項について

- ・事業者の職員に対して行う暴言・暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為。
- ・パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの行為。
- ・サービス利用中に職員の写真や動画撮影、録音等を無断でSNS等に掲載すること。

10. 緊急時の対応方法

利用者の主治医又は事業所の協力医療機関への連絡を行い、医師の指示に従います。また緊急連絡先に連絡いたします。

11. 苦情のご相談

担当窓口 佐賀中央	訪問看護ステーション 佐賀中部広域連合	佐賀中部広域連合	佐賀県国保連合会
電話番号	TEL 0952-20-3535	TEL 0952-40-1131	TEL 0952-26-1477
相談時間	午前8時30分から午後5時15分まで		
担当者	訪問看護係	給付課 指導係	介護サービス苦情相談窓口

12. 職員の職務内容・職種・人数

管理者兼訪問看護員（看護師） 常勤1名、訪問看護員（看護師） 常勤（4）名

〈

個人情報の開示及び保護に関する指針

当訪問看護ステーションは、担当医の訪問看護指示書に基づき、訪問看護計画の説明と同意（インフォームド・コンセント）の理念及び、小城市個人情報保護条例の目的を踏まえ、訪問看護記録その他の個人情報の保護に取り組んでおります。

1. 情報の提供

利用者様の訪問看護や居宅支援におけるケア内容や計画、指導内容等について質問や不安がおありになる場合は、遠慮なく担当の看護師やケアマネージャー等に質問し説明を受けてください。

2. 情報の開示

利用者様の訪問看護における訪問看護記録、訪問看護計画書等の開示をご希望の場合はお申し出ください。なお、開示に当たっては、必要な実費をいただきますのでご了承ください。

3. 個人情報の内容訂正、利用停止

個人情報とは、氏名、住所等の特定の個人を識別できる情報を言います。当訪問看護ステーションが保有する個人情報が事実と異なるとお考えになる場合は、内容の訂正・利用停止を求めることが出来ます。

4. 個人情報の利用目的

個人情報は原則、訪問看護での利用目的を超えて利用いたしません。ただし、法令または条例の規定に基づく場合、運営、教育、医療機関、介護支援事業所、福祉施設との連携のために利用する場合があります。

また、当訪問看護ステーションは地域への教育支援を行っており、訪問看護養成研修等、医療・介護の専門職の研修、養成目的で看護師や看護学生、ホームヘルパー等が訪問看護に同行する場合があります。

5. 相談窓口

ご質問やご相談は、訪問看護ステーション管理者または、地域医療連携室にお申し出ください。

6. 通常の業務で想定される個人情報の利用目的と提供について

当訪問看護ステーションでは、利用者様の個人情報（氏名、性別や訪問看護を行う上で知り得た情報など）は、法令又は条例の規定に基づく場合を除き、下記における利用者様の医療、介護サービスのご利用時に利用、提供をいたします。

- ・ 当訪問看護ステーションの管理運営業務。
- ・ 利用者様への訪問看護計画、居宅支援計画、経過に関するスタッフ間の情報の共有。
- ・ 訪問看護、居宅支援事業の質の向上、安全確保、医療事故あるいは未然防止等の分析、報告。
- ・ 利用者様への看護、居宅支援サービスの向上（他の医療機関への情報提供）。
- ・ 主治医への訪問看護計画、報告者の提示と利用者様に関連する医療機関との連携、病院、診療所、歯科医院、薬局、介護サービス事業所との連携。
- ・ 医療機関、介護支援事業所、居宅サービス事業者からの照会への回答、担当者会議。
- ・ ご家族への説明。
- ・ 当訪問看護ステーションの業務上必要な医療保険事務。
- ・ 審査支払機関または保険者へのレセプト提出および照会の回答。
- ・ 賠償責任保険などに係る医療に関する専門団体、保険会社への相談または届出等。
- ・ 第三者機関への、質の向上や安全確保等に関するための報告。